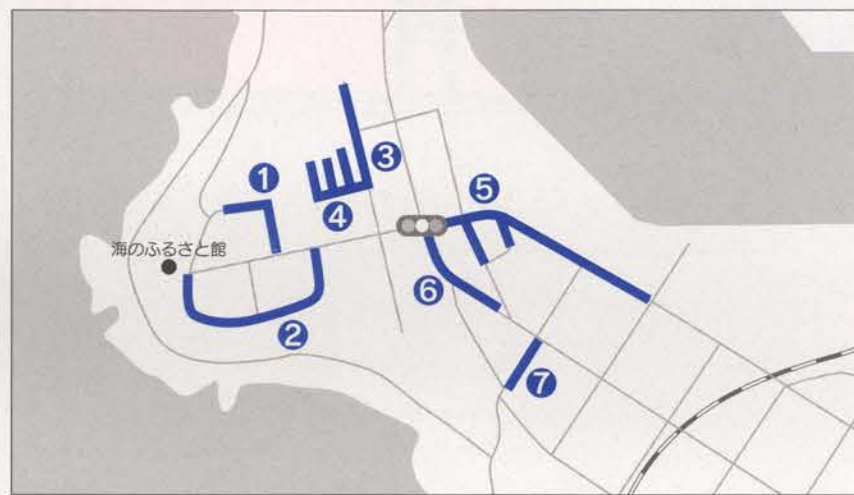


今年の工事箇所はここです

平成13年度の下水道工事予定箇所は、下の地図に表示した場所となっています。工事期間中は、歩行および車輛通行、騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



- ① 大町2丁目
黄金会館～改良7号棟
- ② 大町3丁目
改良1号棟～吉田宅
- ③ 大町2丁目
橋場宅～佐藤宅
- ④ 大町2丁目
橋場宅～下山宅、鈴木宅～徳光宅、野崎宅～目黒宅、下山宅～伊藤宅
- ⑤ 大町3丁目
武田宅～社会保険事務所～石崎宅、丸田理容～長尾宅、社会保険事務所裏通り
- ⑥ 大町3丁目
道道留萌港線 斉藤宅～武田宅
- ⑦ 港町1丁目
きむら塗装～保村宅
- ⑧ 幸町3丁目
正喜商会～セイコーマート
- ⑨ 幸町3丁目
セイコーマート～木村宅
- ⑩ 見晴町4丁目
三橋宅～上田宅
- ⑪ 見晴町4丁目
鈴田宅～佐藤宅
- ⑫ 見晴町4・5丁目
佐藤宅～ポイントショップたかだ、塚田宅～小野宅
- ⑬ 千鳥町4丁目
いずみ電気商会～さとう燃料～木下宅
- ⑭ 堀川町1・2丁目
斉藤宅～和賀宅、五十嵐宅～館岡宅、堀川荘～酒井宅、嶋田宅～杉谷宅
- ⑮ 堀川町2丁目
宮野宅～増岡宅～松森宅
- ⑯ 元川町1丁目
国道233号 福岡宅～開発官舎入口



問合せ 市役所下水道課 ☎42-1801 (内線313)

「快適都市」をつくるために下水道は不可欠です

新世紀 夢ある暮らしに 下水道

留萌の副港も、昔は魚や貝が沢山いましたが、現在その数は減っています。その原因は私たちの家庭から出される生活排水がおもなものです。下水道施設は、各家庭や事業所からすてられる汚れた水を浄化センターまで運び、きれいな水にしてから放流します。下水道は、留萌の自然環境を守り、健康で快適な生活をおくるために欠くことのできない重要な施設です。

接続はお早めに!!

下水道が完成しても、これをみなさんが利用しなければ、環境は良くなりません。一日も早く下水道へ接続するようお願いいたします。今年度新たに、下水道と接続できる区域は次のとおりです。

- 大町2丁目の一部
- 港町1～3丁目の一部
- 幸町2丁目の一部
- 見晴町4丁目の一部
- 五十嵐町2丁目の一部
- 千鳥町2～3丁目の一部
- 元川町2丁目の一部
- 堀川町1丁目の一部
- 東雲町1～2丁目の一部

指定工事店

(株)伊藤燃料機器	☎42-0933
(有)小林設備工業	☎42-1890
指川電設工業(株)	☎42-1835
(有)新日興建設(有)	☎42-1601
(有)祐川設備工業	☎42-4568
(株)熱源	☎42-3081
(株)橋本水道工業	☎42-7019
(株)ハチ口	☎42-3311
(株)不二水道	☎42-1955
(株)保坂組	☎42-0911
北興機械(株)	☎42-3615
(有)シバタ建設	☎49-5001

※夏期になると工事の申し込みが殺到しますのでお早めに各指定工事店へお申し込みください。



下水道に接続する費用は?

自分の宅地内の排水設備及び水洗化工事は、個人の財産となるものですので自己負担となります。そこで留萌市では、出来るだけみなさんの経済的負担を軽減し、一日も早く工事をしていただくために、無利子の工事資金の貸付けや補助金制度を設けています。市役所下水道課または指定工事店にご相談ください。

下水道使用料ってなに?

下水道を使用すると、水道料金と同じように毎月下水道使用料がかかります。下水道使用料は下水道管の清掃や浄化センターの維持管理に使われます。

土地所有者は、受益者負担金が?

下水道の受益者負担金とは、公共下水道を計画的かつ早期に完成していくために、受益者(下水道整備されたことにより、土地利用の有利性・利便性が増し、財産価値が上昇する利益を受ける土地の所有者)に建設費の一部を負担していただく制度です。所有している土地が下水道処理区域になると、下水道に接続する、しないにかかわらず、受益者負担金がかかります。

● 受益者負担金は1㎡あたり510円となっていますので、土地所有面積(㎡)×510円が受益者負担金となります。

留萌浄化センターの臭気調査及び放流水水質分析結果について

▼臭気調査(アンモニアなど8項目)については敷地境界及び発生源において10月、11月、12月の3回実施しましたが、共に定量限界(測定可能な最小の量)未満で基準(A区域)以内でした。

▼また、放流水の水質分析(精密試験)を2月に実施しましたが、PH、SS、BOD、大腸菌群数及びカドミウムなどの有害物質等(36項目)の全項目が基準値以内であり、良好な状態となっています。

とつてもお得な前納報奨金

受益者負担金は受益者の負担を軽減するために、5年間(年4回の5年納入)20回分割で支払ってもらっていますが、一括納入すると前納報奨金が最高12%払戻されます。例えば、三〇〇㎡(約91坪)の場合十五万三千元がかかります。この負担金を一括(納期限7月31日まで)納入しますと、最高で12%、約一万八千六百円が払戻されます。

受益者負担金決定までの流れ

